

# 処 分 基 準

基準の名称	職業訓練の認定の取消基準	
法 令 等 名	根 拠 条 項	許 認 可 等 ・ 処 分 の 概 要
職業能力開発促進法	2 4 - 3	職業訓練の認定の取消
基 準 の 内 容		
<p>知事は認定職業訓練を実施する事業主等が、次の事項の一に該当することとなったとき、当該認定を取り消すことができる。(同法第24条第3項)</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 当該認定職業訓練が、同法第19条第1項の労働省令で定める基準に適合しなくなったと認めるとき。(この場合の労働省令とは、同法施行規則第10条から第13条までをいう。)</li> <li>2 当該認定職業訓練を行わなくなったとき。</li> <li>3 当該認定職業訓練を的確に実施することができる能力を有しなくなったと認めるとき。             <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 当該事業の内容等勘案して、職業訓練の永続性があると認められなくなったとき。(昭和44年10月1日付訓発第248号)</li> <li>(2) 訓練を実施するための予算措置がなされなくなったとき。(昭和44年10月1日付訓発第248号)</li> <li>(3) 訓練生を事業主の場合にあっては総数で5人以上、団体の場合にあっては一訓練科につき5人以上確保できなくなったとき。(昭和60年10月1日付能発第210号)                なお、一時的に訓練生数が基準を下回る場合であっても、認定職業訓練の実施について熱意を有し、効果的な訓練を計画的、継続的に行う能力があると認められ、かつ、今後3年以内に基準に示す訓練生数を確保できる見通しがあるときはこの限りでない。</li> <li>(4) 訓練を行う一単位につき、訓練生数が適切でなくなったとき。(平成5年2月12日付能発第21号)</li> <li>(5) 職業訓練指導員の数が訓練生数及び訓練内容に対し、適切な数でなくなったとき。(平成5年2月12日付能発第21号)</li> </ol> </li> </ol>		